

## 裏金問題の解明と政治資金の透明化を求める意見書

政治団体の政治資金の収支報告書に関しては、政治資金規正法は 20 万円を超える政治資金パーティーの会費の支払者の氏名等を記載した政治資金収支報告書の提出を政治団体の会計責任者に義務付けている。

今般の自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる問題では、政治と金の構造的問題として国民の政治不信を強く招いており、国民に対する説明責任を果たすとともに、政治資金の透明化や再発の防止が強く求められている。

国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を高めるために、全容の解明を進めるとともに、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に向け政策活動費の使途公開をはじめ政治資金全般の透明化を行うなどの必要な措置を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 21 日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官】